

メール送付のみ

事務連絡

令和5年6月15日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
専務理事 松崎 宏則

貨物自動車運送事業法の時限措置の延長について

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年3月までの時限措置とされている「荷主対策の深度化」と「標準的な運賃」を「当分の間」延長する貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が、6月1日（木）の衆議院本会議に続き、6月14日（水）の参議院本会議で可決、成立されましたので、ご連絡させていただきます。

公布については、6月16日（金）の閣議で公布が決定され、即日公布、施行される予定です。

引き続き、トラック運送業界の働き方改革実現のため、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以上

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部

電話：03-3354-1037